

奈良県立医科大学科目等履修生規程

〔平成16年3月22日
制 定〕
最終改正 平成19年4月11日

(目的)

第1条 この規程は、奈良県立医科大学学則(平成19年4月1日。以下「学則」という。)
第38条第2項の規定により、科目等履修生に関し必要な事項を定める。

(入学時期)

第2条 科目等履修生の入学の時期は、原則として、毎学年のはじめとする。

(入学資格)

第3条 科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者
- 二 その他学長が適当と認める者

(入学志願の手続き)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者は、あらかじめ履修しようとする授業科目
担当教員の承認を得て、学長が指定する期日までに、次の各号に掲げる書類に公立大学
法人奈良県立医科大学料金等規程(平成19年4月1日。以下「料金規程」という。)
に定める科目等履修資格認定料を添えて、学長に提出しなければならない。

- 一 科目等履修願(別紙様式2)
- 二 履歴書(別紙様式2)
- 三 最終学校の卒業証明書等
- 四 健康診断書
- 五 本務先がある場合は、所属機関長の承諾書

(履修授業科目)

第5条 科目等履修生が履修することができる授業科目は、専門教育科目とする。

(選考)

第6条 入学者の選考は、教授会の議を経て、学長が行なう。

(科目等履修許可)

第7条 前条の選考に合格した者は、学長が定める日までに、本学所定の書類を提出しな
ければならない。

2 学長は前項に規定する手続きを終えた者に入学を許可する。

3 前項により入学を許可された者は、所定の期日までに、料金規程に規定する科目等履
修料の額に受講単位分を乗じて得た額を納付しなければならない。

ただし、単位を定めていない授業科目の単位換算基準は別に定める。

(退学)

第8条 科目等履修生として不適当と認められたときは、教授会の議を経て、学長は退学
を命ずることがある。

(在学期間)

第9条 科目等履修生在学期間は、1年とする。ただし、教授会の議を経て、学長が必要と認めた場合は、1年を限度として延長できる。

(試験及び証明書の交付)

第10条 科目等履修生は、履修した科目について試験を受けることができる。

2 前項の試験に合格した科目については、願い出により科目修得証明書(別紙様式3)を交付する。

(学則等の準用)

第11条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項については、学則その他学生に関する諸規定を準用する。

附 則(平成16年3月22日)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月11日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

別紙様式 1

科目等履修願

年 月 日

奈良県立医科大学長 殿

志願者 氏名

印

年 月 日生

私は、下記のとおり奈良県立医科大学の授業科目を履修したいので、許可くださるようお願いいたします。

記

在学期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
履修目的			
最終出身 学校名等	年 月 日 卒業・修了・中退		
現住所	〒 電話 - -		
授 業 科 目	単位数又 は時間数	担 当 教 員 名	承認印

提出に当たっては、承認印欄に、授業科目を担当する講座又は学科目の教授（教授がない場合は准教授又は講師）の承認印を得ること。

科 目 修 得 証 明 書

科目等履修生

氏名

生年月日 年 月 日生

上記の者は、本学科目等履修生として在学し、下記のとおり授業科目を取得したことを証明する。

記

1 単位（又は時間数）を修得した授業科目

授 業 科 目	単位数又 は時間数	授 業 科 目	単位数又 は時間数

2 在学期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

年 月 日

奈良県立医科大学長

印

別紙様式 2

履 歴 書

ふりがな 氏 名			生年月日	年 月 日生(歳)	性 別	男 女
本 籍	都道府県	現住所	〒		電 話	
学 歴 (高卒から)						
研究歴 及 び 職 歴						
免 許	種類	(番号)	取得年月日	年 月 日		
学 位		(番号)	取得年月日	年 月 日		
上記のとおり相違ありません						
平成 年 月 日						
					氏 名	印